

## 条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例	公 布 日	平成20年10月24日
条例番号	平成20年三重県条例第41号	直近改正日	平成23年3月23日
所管部局課	環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課	電 話 番 号	059-224-3310
条例の概要	三重県環境基本条例の基本理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	第一段階の目的である「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めること」は現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	条例の対象である事業者・産業廃棄物処理業者・土地所有者に対し、産業廃棄物の適正処理の推進のため公的な関与が必要だと認められる。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	適正な処理を確保するために規定されている事務で、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	条例に定める実地確認の義務規定において、規定を免除する例外規定はないが、他の自治体の同種の規定では例外規定があり、また事業者から一定の条件を満たせば免除してほしいとの要望があった。しかし、実地確認は事業者が処理責任を全うするための手段であり、それにより産業廃棄物の適正な処理が推進されることから、過度な規制ではないと考える。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	県内の事業者だけでなく、三重県内の産業廃棄物処理業者へ処理を委託する県外の事業者も対象にしている規定があり、規則、要綱等で規定する余地はない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）だけでは十分に対応できない課題に対応するため、廃棄物処理法を補完する位置付けで制定している。平成22年の廃棄物処理法の改正により重複する規定は改正を行っており、抵触していない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例の規定に基づき事務を行なっている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めること」を、各条文で規定しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	産業廃棄物の不適正な処理を防止するための規定であるため、その一部を廃止した場合、不適正処理・不法投棄がなされる可能性が高くなり、生活環境保全上の支障があると考えられる。

効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	条例で定める規定は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めており、廃止すべき規定はない	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	条例で定める規定は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を不足なく定めており、追加すべき規定はない	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	条例で定めた規定が平成22年の廃棄物処理法の改正(平成23年4月1日施行)で法定化された規定と重複したため、当該規定を適用除外とする改正を平成23年3月に行っている。	
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	産業廃棄物の不適正な処理を防止し、生活環境を保全するために、事業者等の義務を課しており、配分は適正と考える。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	産業廃棄物を排出する事業者やPCB廃棄物を保管している事業者、土地所有者等が行うべき措置を規定しているが、産業廃棄物の不適正な処理を防止し、生活環境を保全するため公益上の必要が認められる。	
そ の 他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	県の責務として、産業廃棄物処理業者、土地所有者等、市町その他の行政機関及び県民と緊密な連携を図ると明記されている。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無
	改正・廃止の必要はない			
	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。			